

履修規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第18条19条20条、学則細則第8条9条10条の規定に基づき、授業科目の評価及び単位修得の認定を行うために必要な事項を定める。

(授業科目、単位数及び時間数)

第2条 学則第18条別表に示す各授業科目の配当年次は、教育計画運用のとおりとする。

(授業科目の履修)

第3条 各学年次において履修する授業科目の種類、時間および担当講師は、学年の始めに公示する。

- 2 授業科目は原則として、配当されている学年次において履修しなければならない。
- 3 高学年次の者は低学年次の授業科目を履修できるが、低学年次の者は高学年次の授業科目を履修することはできない。
- 4 臨地実習において、基礎看護学実習Ⅰの単位修得ができていない者は基礎看護学実習Ⅱを履修することはできない。また、基礎看護学実習Ⅱの単位修得ができていない者は、各看護学実習を履修することはできない。
- 5 一度単位を修得した授業科目については、再度重複して履修することはできない。

(授業科目の履修方法)

第4条 各授業科目の履修は、各学年所定の時間割により履修する。

- 2 本学校の授業時間は次のとおりとする。ただし、臨地実習等では、これと異なる場合がある。
 - 一 1時限： 8時45分 ～ 10時15分
 - 二 2時限： 10時30分 ～ 12時00分
 - 三 3時限： 13時00分 ～ 14時30分
 - 四 4時限： 14時45分 ～ 16時15分

(出欠席の取り扱い)

第5条 講義、演習、学内実習等において、90分のうち30分以上受講しなかった場合は、2時間の欠課とする。

- 2 臨地実習においては、20分以上の遅刻、および欠課した場合、60分毎に1時間の欠課とする。20分以内の場合はこの限りでない。
- 3 病気その他やむを得ない理由で授業を欠席または欠課した場合は、事由消失後1週間以内に、受講しなかった授業内容に相当する補講レポートを添えて、学年講義担当教員へ欠席・欠課届を提出しなければならない。ただし補講レポートが必要ない場合は、届けのみをすみやかに提出する。
- 4 やむを得ない理由で臨地実習を欠席または欠課する場合は、補充実習願を添えて欠席・欠課届を学年実習担当教員へ提出しなければならない。なお事前に提出できなかった場合は、事由消失の翌日に提出する。
- 5 病気による欠席が引き続き7日以上に及ぶ場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(再履修)

第6条 学則細則第9条第2項に基づき再履修を行う者は、4月始業日までに再履修願を提出しなければならない。

- 2 講義・演習は、当該科目の講義計画に基づき再履修する。
- 3 臨地実習は、単位修得の認定に必要な時間の取得が可能な長期休暇中、又は当該年度の臨地

実習計画に従って再履修する。

(授業科目の評価)

第7条 授業科目が講義及び演習による場合の評価は、筆記試験を原則とし、必要に応じて口述試験、レポート、実技試験を行う。

- 2 前項の評価は、原則1授業科目1単位について1試験(100点満点)の試験を実施する。
- 3 筆記試験の時間は1試験45分とし、口述試験、レポート、実技試験の時間は担当講師が決めるものとする。
- 4 1授業科目を複数の講師が担当している場合は、講師別に100点満点の試験を実施した評価点に講師の担当時間数の比率を乗じて得点とし、全講師の合計点をその授業科目の評価点とする。
- 5 第12条及び第14条にかかる再試験及び再実習に合格した時の評価点は、60点とする。
- 6 臨地実習の科目評価は、実習評価表に基づき、実習指導者と担当教員が協議し行う。

(終了試験)

第8条 終了試験とは、前条第1項から第4項の規定に基づき行う試験をいう。

- 2 終了試験は、原則として当該講師の授業が終了毎に行う。
- 3 終了試験の実施日は、試験実施日の2週間前までに告示する。

(受験資格)

第9条 終了試験の受験資格は、次の各号の条件をすべて満たさなければならない。

- 一 出席時数が授業時数の3分の2以上であること
- 二 試験前日までに、第5条第3項に基づく手続きが終了し、担当講師が認めた者
- 2 試験当日に第5条第3項に基づく手続きをした者は、追試験を受ける。
- 3 正当な理由がなく、終了試験を受けなかった者は、再履修をしなければ評価を受けることができない。従ってその科目の追試験を受験することはできない。

(筆記試験の実施)

第10条 筆記試験は、指定された教室、指定された席で受験する。

- 2 試験開始15分を経過した後の入室は認めない。また、試験開始後30分間は退室を認めない。但し、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- 3 受験中に不正行為を行った者は、当該科目の評価を受ける資格を失う。また、当該年度に履修した他のすべての科目の履修認定を無効とすることがある。

(追試験)

第11条 追試験は、病気その他やむを得ない理由により終了試験を受けられなかった者に対して行うものとする。

- 2 学則細則第9条第3項により、追試験を受けようとする者は、受験願を欠席事由消失後の翌日、学年講義担当教員へ提出しなければならない。
- 3 受験願が受理された者は、学年担当教員の指示に従い試験を受ける。
- 4 追試験は原則として当該年度に行う。
- 5 追試験は得点の8割を評価点とする。

(再試験)

第12条 再試験は、終了試験又は追試験を受験して不合格となった者に対して行うこととする。

- 2 終了試験の不合格者とは、講師毎の100点満点の試験結果が60点未満の者をいう。
- 3 追試験の不合格者とは、講師毎の80点満点の試験結果が60点未満の者をいう。
- 4 再試験を受けようとする者は、受験願を評価受領後3日以内に学年講義担当教員へ提出しなければならない。
- 5 再試験は原則として当該年度内に行う。

6 再試験に不合格となり、なおかつ第7条第4項の評価点が60点未満の者は、不合格の授業内容を再履修しなければ評価を受けることはできない。

(追実習)

第13条 学則細則第9条第5項に基づき追実習を行う者は、受験願を事由消失後の翌日学年実習担当教員へ提出しなければならない。

2 追実習は、教育課程計画時数のすべてを履修しなければならない。

3 追実習の評価は、第7条第6項の規定により行う。

(再実習)

第14条 学則細則第9条第6項に基づき再実習を行う者は、受験願を評価受領後3日以内に学年実習担当教員へ提出しなければならない。

2 当該実習科目時数の3分の2の再実習を行った者は、第7条第6項の規定に準じて再評価を受けることができる。

3 再実習は原則として当該年度内に行う。ただし、臨地実習計画が不可能な場合はこの限りでない。

4 再実習に不合格となった者は、当該科目の実習を再履修しなければ、評価を受けることはできない。

(補充実習)

第15条 臨地実習において出席時数が3分の2以上であっても、欠席および欠課した場合は理由にかかわらず、その時間数の補充実習を行わなければならない。

2 第5条第4項の手続きが終了した者は、補充実習の日時・内容等を実習担当教員と相談し、返却された補充実習願に記入後、学年担当教員の確認印をもらう。

3 補充実習を終了した者は、実習担当教員に報告し確認印をもらった後、補充実習願を欠席・欠課届を添えて再度事務窓口へ提出する。

(単位の認定)

第16条 授業科目の評価において合格した者は、運営会議の議を経て単位の認定がされる。

(入学前の授業科目の履修認定)

第17条 学則第20条及び学則細則第10条の規定により単位の認定について申請しようとする者は、単位認定申請書に次の書類を添えて入学後1週間以内に提出しなければならない。

一 学則第20条第1項及び第2項に示された大学等の発行した単位修得証明書及び成績証明書

二 当該授業科目の履修内容がわかる書類(シラバスなど)

2 履修した学習内容の評価結果、履修認定された科目について、単位認定書を通知する。

3 前項の規定により単位認定された授業科目について受講は認めない。ただし単位認定の通知がされるまではこの限りでない。

4 単位認定した当該授業科目について、学籍簿には「履修認定済」と記載する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。